

様式第 21 号（第 17 条関係）

6 高商政第 72 号  
令和 6 年 4 月 1 7 日

株式会社タイハイ 様

高知県知事

<令和 7 年度(2025 年度)就職者対象> こうち奨学金返還支援事業登録企業認定通知書

令和 6 年 4 月 1 7 日に登録の申請がありました標記については、こうち奨学金返還支援事業実施要綱第 17 条第 3 項の規定により、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

認定番号	25KC024
登録企業名	株式会社タイハイ
本社所在地	高知県高知市棧橋通 6 丁目 8 番 39 号
認定日	令和 6 年 4 月 1 7 日

登録企業は、次の（１）～（７）を遵守しなければなりません。

- （１）支援対象者の事前登録を行った者を正規雇用で採用し、本事業を活用することとなった場合は、支援金の 2 分の 1 に相当する額を負担すること
- （２）企業側の事情により自社の負担相当額を寄附しないこととする場合は、支援の終了について、企業において支援対象者の同意を得ること
- （３）支援対象者の申請手続きに必要な書類等を発行すること
- （４）県が本事業のために行う調査や情報提供依頼に協力すること
- （５）支援対象者の事前登録を行った者の採用に向け、自社が登録企業であることについて積極的な周知・広報を行うこと
- （６）支援対象者の事前登録を行った者を採用するものの、その者に対し本事業を適用しない場合は、その者の同意を得ること
- （７）県から提供する支援対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外に一切使用しないこと